

令和 7年 11月21日

各 位

函館公共職業安定所長

高年齢雇用継続給付の受給資格確認等のご案内の送付廃止について

雇用保険関係業務の運営につきましては、日頃から格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、高年齢雇用継続給付は被保険者期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の一般被保険者に対して、60歳到達以降の各月の賃金額が60歳到達時点の賃金月額と比較して75%未満に低下した場合に、低下した割合に応じて一定額の給付金を支給する制度です。

これまで、60歳に到達する(または、被保険者期間が5年に到達する)被保険者の方が多い場合、当該被保険者の氏名を管内事業所へ通知の上、受給資格確認(賃金登録)の手続きをしていただくよう、毎月郵送によりご案内してきたところですが、今般、当該通知について、個人情報の漏えいリスクがあるため、廃止するよう厚生労働省より指示を受けたところです。

つきましては、令和7年12月については、対象となる被保険者の方がいる場合、氏名の通知はせずに、対象となる方がいることのみご案内をいたします(お電話では対象者の氏名等個人情報は回答出来ませんのでご了承願います。)。

また、令和8年1月以降は、ご案内自体を廃止することとします。

対象者の確認が必要な場合は、「60歳到達時賃金日額登録該当予定者照会票(注1:裏面参照)」を照会者の身分確認書類と併せて窓口に持参または郵送いただければ、ご案内させていただきます。

※ 「雇用保険適用事業所情報提供請求書」(注2:裏面参照)にて「事業所別被保険者台帳」を申請していただくと、被保険者の雇用保険の加入期間や年齢等情報の確認ができます。

※ これまでご案内時に届出用紙(「受給資格確認票(注3:裏面参照)、六十歳到達時等賃金証明書」(以下「届出用紙」という))を同封しておりましたが、郵便料金の値上げ等に対する経費節減のため、同封しないこととさせていただきます。

なお、届出用紙につきましては、返信用封筒(郵便切手を貼付願います(個人情報が伴わない場合は、普通郵便料金分))を同封のうえ、当ハローワークへ請求いただければ、郵送させていただきます。

(裏面へ続く)

- (注1)ハローワーク函館のホームページ内に様式を格納しています。
(格納先:おすすめ 事業主の方へ>事業主向け各種様式等ダウンロード>雇用保険適用関係 60歳に到達する(または、被保険者期間が5年に到達する)
被保険者がいる場合 60歳到達時賃金日額登録該当予定者照会票)
- (注2)ハローワーク函館のホームページ内に様式を格納しています。
(格納先:おすすめ 事業主の方へ>事業主向け各種様式等ダウンロード>雇用保険適用関係 雇用保険に加入中の被保険者一覧を希望する場合 事業所別被保険者台帳(写)交付請求書.xlsx)
- (注3)「ハローワークインターネットサービス」に、受給資格確認票の様式を格納しています。
(格納先:事業主の方 事業主の方のサービスのご案内>雇用保険・助成金のご案内>事業主が行う雇用保険の手続き 申請等をご利用の方へ>雇用保険の各種届出について 雇用保険手続支援>事業主の方の行う手続き 雇用継続給付関係 高年齢雇用継続給付に関する手続き>高年齢雇用継続給付受給資格確認通知票・(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書)が格納されています。)。
- ※六十歳到達時等賃金証明書については、用紙をダウンロードできません。ハローワーク窓口にて用紙を配付いたします。

大変恐縮ではありますが、何卒、ご理解いただきますようお願ひいたします。

〈問い合わせ先〉雇用保険適用課 0138-88-1315